

令和5年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
（「指定管理者制度導入の適否」に係る審査）

- 1 開催日時 令和5年5月10日（水） 14:00～15:00
- 2 開催場所 青森市役所 議会棟4階 第2委員会室
- 3 対象施設 青森市りんごセンター
- 4 出席者
 - (1) 選定評価委員 委員長 白戸高史（企画部次長）
副委員長 工藤拓実（総務部次長）
委員 池田享誉（青森公立大学准教授）
委員 兼平浩美（東北税理士会青森支部税理士）
委員 泉宏明（環境部次長）
委員 土岐政温（都市整備部次長）
委員 武井秀雄（教育委員会事務局教育次長）
 - (2) 施設所管課（あおもり産品支援課）
課長 成田敬三
主幹 成田俊治
技師 中村康太
 - (3) 制度所管課（財政課）
副参事 岩渕寿哉
主幹 宮崎恭次
主査 船橋裕紀
主査 櫻田博光
- 5 案件 「指定管理者制度導入の適否」に係る審査
- 6 審査結果 全委員異議なく、全会一致で次のとおり了承された。
 - (1) 指定管理者制度導入の適否：適
 - (2) 指定期間：5年間
 - (3) 利用料金制：完全利用料金制又は一部利用料金制
 - (4) 募集形態：公募
 - (5) グルーピングの適否：なし（単独施設）

※（３）利用料金制について当初の案としては、完全利用料金制で提案されていたが、指定管理料基準額の協議の中で一部利用料金制に変更となる可能性があるため、施設所管課からの提案を完全利用料金制又は一部利用料金制に差し替えたうえで承認された。

7 主な質疑内容

委員：令和４年度の収支状況について、利用料金収入は４年間の中で最大であるにもかかわらず、電気代等の高騰により、指定管理者の収入はマイナスとなっている。電気代の高騰は当該センターに限ったことではないため、市が必要経費について見直す必要があると説明があったが、私も同様の認識であるため、しっかりと検討して頂きたい。

また、様式２の（２）財務状況についての表のうち指定管理者の収支について、表を見ただけでは計算することが難しいため、市の収支と同様、表を見ただけで計算しやすいように、次年度から様式を見直してほしい。

施設所管課：見直しする。

委員：ＣＡ冷蔵庫の利用料金について、１箱あたり３６０円となっているが、どれだけの期間入庫しても料金は同じなのか。

施設所管課：１回の出し入れにつき、１箱３６０円いただいている。入庫期間は利用料金には影響しない。

委員：ＣＡ冷蔵庫について、りんごは頻繁に出し入れするものなのか。

施設所管課：基本的に、ＣＡ冷蔵庫にガスを注入してからは、出荷時期までりんごの出し入れはしないため、年１回程度である。

委員：利用料金は前納となっているが、具体的にはどのように徴収しているのか。

施設所管課：りんごを搬入する際に、入庫するコンテナの数を数えて徴収している。

委員：前回募集時は、現在の指定管理者しか応募しなかったようであるが、公募にしてからずっと、１者からの応募のみであるか。

施設所管課：１者からの応募のみである。

委員：現在の指定管理者以外に、応募する団体としては、どのような団体が考えられるか。

施設所管課：倉庫業を営んでいる業者や、民間で冷蔵庫を所有している業者が考えられる。

委員：利用料金制を導入する以前はどのように管理していたか。

施設所管課：市が指定管理者に対して指定管理料（施設管理経費）を支払い、施設の使用料を市が受け取るというかたちで管理していた。

委員：指定管理料について、協定書の第4条には、指定管理者が市に2分の1納付すると記載されているが、2分の1で間違いないか。

施設所管課：2分の1で間違いないが、これまで納付実績はない。

委員：この協定書に記載されている2分の1の納付金と、覚書に記載されている納付金は別のものであるのか。

施設所管課：別のものである。覚書に記載されている納付金は指定管理料提案額のことであるが、協定書に記載されている2分の1の納付金は、当該年度の収支差額が黒字かつ収入決算額が収入予算額を上回った場合のみ納付していただく増収分のことであり、これまで納付実績はない。

委員長：補足であるが、令和元年度は収支実績が黒字であったが、収入の決算額が収入の予算額を上回っていないため増収分の納付は無しであり、令和4年度は収入の決算額が収入の予算額を上回っていたものの、収支実績が赤字であったため増収分の納付は無かった。

委員：当該施設の営業について、新型コロナウイルスの影響は無かったということでしょうか。

施設所管課：影響はない。

委員：市外産のりんごも受入しているということであったが、県外のりんごも受入しているのか。

施設所管課：受入している。

委員：市外産りんごの受入を開始したのはいつか。

施設所管課：市外産りんごについては平成28年度から受入を開始した。

委員：冷蔵庫の容量にはまだ余裕があるのか。

施設所管課：最大20万箱入庫可能であり、近年は約80%で推移しているが、運用上は80%程度が上限である。

委員：入庫率向上に向けてどのような取組を実施しているのか。

施設所管課：市外の民間業者等に、施設の利用を呼び掛ける営業活動を実施している。

委員：施設利用者にとって市のりんごセンターを利用するメリットは何か。

施設所管課：基本的にりんごの保管については、生産者自身が冷蔵庫を整備するか、移出業者が集荷したりんごを自社の冷蔵庫で保管するのみであり、利用料金を支払って、りんごを預かってもらう施設は本市のりんごセンターのみである。

委員：本市のりんごセンターの存在を知らない人がいると考えられるか。

施設所管課：いると考えられる。

委員：観光客の施設見学は受け入れているのか。また受け入れている場合、見学者から見学料を徴収しているのか。

施設所管課：学生等の社会見学がメインであるが、施設見学についてはいずれの者であっても受け入れている。見学料は徴収していない。